令和4年9月30日制定

(目的)

第1条 この要綱は、「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現を常に目指し、議会におけるICT技術を活用することで、議会の見える化、議会運営の効率化、議会の活性化、危機管理体制の強化など、市民に信頼され機能する議会を実現し、「市民福祉の向上」に努めるために貸与したタブレット型端末機、端末機用入力機器及び端末機用保護カバー(以下「端末機等」という。)による議会活動及び議員活動における取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。
 - (1) 会議用システム 主に会議資料等のデータを閲覧するために使用するシステムのことをいう。
 - (2) アカウント ネットワークやコンピュータなどにログインするための権 利をいう。

(端末機等の使用者)

第3条 端末機等を使用することができる者は、尾張旭市議会議員(以下「議員」という。)、議会事務局職員及び議長が許可した者とする。

(端末機等の貸与)

- 第4条 議長は議会活動及び議員活動に使用するため、議員に端末機等を貸与するものとする。
- 2 議員は、端末機等を、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 端末機等の使用権限がなくなったときは直ちに議長に返却しなければならない。
- 4 議員は、端末機等を紛失し、又は破損した場合は、速やかに議長に届け出るものとする。

(端末機等の取扱い)

- 第5条 議員は、貸与された端末機等を善良な管理者として適切に管理するものとする。
- 2 議員は、貸与された端末機を使用するときはパスワードを設定するものと し、パスワードの管理は適正に行わなければならない。
- 3 議員は、円滑かつ迅速な情報伝達のために、庁内外において可能な限り端

末機等を携帯するものとする。

- 4 端末機へのアプリケーションのインストールは原則不可とする。ただし、 会議その他議員活動において必要性の高いものはこの限りではない。なお、 アプリケーションをインストールする場合は、アプリケーションインストー ル届出書(様式1)を議長に提出するものとする。
- 5 端末機等の紛失又は破損により有償の措置が必要となった場合は、端末機 等の購入及び修理にかかる費用を議員が実費弁償する。

(会議用システムの利用者)

- 第6条 会議用システムの利用者は、アカウントを持つ議員、議会事務局職員 及び議長が許可した者でなければ利用してはならない。
- 2 会議用システムの利用者は、使用パスワードを責任をもって適正に管理しなければならない。

(禁止事項)

- 第7条 議員が端末機等を使用する場合、次に掲げる事項を禁止するものとする。ただし、別に、議長が認めた場合は、この限りではない。
 - (1) 端末機等の改造、交換及び拡張機器の追加、動作環境を変更すること。
 - (2) 端末機等の性能、設定及び機能等を変更すること。
 - (3) 議会活動及び議員活動に関係のないウェブサイトの閲覧及びソフトウェアを使用すること。
 - (4) その他議長が定めたこと。
- 2 前項に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与える。なお、再三 の注意によっても違反が改められない場合は、議長又は会議の長は、端末機 等の使用を制限させることができる。

(遵守事項)

- 第8条 端末機等を使用する議員は、次に掲げる事項について遵守するものと する。
 - (1) 情報の受発信は、議員の責任において行うものとする。
 - (2) 議員は、データの正確性を保持し、データ等の紛失、毀損等の防止に努めるものとする。
 - (3) 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握し、議長に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

(セキュリティ対策)

第9条 議員は、市の情報及び会議用システム等の保全措置に関し、積極的に 協力し、誠実に対処しなければならない。 (その他)

- 第10条 端末機等、会議用システムの使用等に諸問題が生じた場合、議長は 議会運営委員会に意見を聴くことができる。
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。 附 則
- この要綱は、令和4年10月7日から施行する。

様式第1号(第5条第3項関係)

アプリケーションインストール届出書

年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

届出者

下記のとおり、尾張旭市議会タブレット型端末機取扱要綱第5条第3項の 規定により、下記のとおり届け出ます。

記

項番	アプリケーションの名称
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	